

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

## (目的)

第1条 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「本会」という）において実施する介護保険サービス事業、及び障害福祉サービス事業（以下「各事業所」という）について、虐待防止、身体拘束等の適正化に取り組む指針を策定する。

## (虐待防止)

第2条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、児童福祉法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

### (2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## (身体拘束等の適正化)

第3条 利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

個々の心身の状況や障がいの特性を理解した上で身体拘束を行わないケアの実施をすることが原則であるが、例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- (1) 切迫性・・・生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- (2) 非代替性・・・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- (3) 一時性・・・身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

### (委員会の設置)

第4条 虐待防止、身体拘束等の適正化に努める観点から委員会を設置する。委員会は、本会委員会規程に準じ、年1回以上開催し、次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- (1) 虐待防止、身体拘束等の適正化のための指針、マニュアルの整備に関すること
- (2) 虐待防止、身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 委員については、本会事務局長を始め管理職及び各事業所の管理責任者の他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。委員会の委員長は本会事務局長とし、担当者は各事業所の管理責任者とする。

### (職員研修の実施)

第5条 虐待防止、身体拘束等の適正化のための職員研修を年1回以上、及び新規採用時にオリエンテーションの中で実施する。

2 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止、身体拘束の適正化を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

### (虐待発生時の対応)

第6条 虐待等が発生した場合は次の各号のとおりとする。

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに町の福祉課または地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事実が発生した場合には、町の福祉課および警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

- (3) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

#### (虐待の報告方法等)

第7条 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

2 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

#### (成年後見制度の利用支援に関する事項)

第8条 必要に応じて利用者又は利用者の家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、必要に応じ、五城目町包括支援センター等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

#### (身体拘束発生時の報告対応)

第9条 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

##### (1) 委員会の開催

緊急やむを得ない状況となった場合、委員会を開催し、切迫性、非代替性、一時性の三要件を全て満たしているかどうかについて検討し確認する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の方法、時間帯、期間、場所等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

##### (2) 利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

##### (3) 記録

専用の様式(様式第1号、様式第2号)を用いて、その態様及び時間、心身の状況やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について職員に周知する。

なお、身体拘束の検討実施等に係る記録は5年間保存する。

#### (4) 拘束の解除

上記の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は直ちに身体拘束を解除し、利用者、家族等に報告する。

#### (苦情解決体制の整備)

第10条 利用者、家族及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (閲覧)

第11条 本指針は、利用者やその家族等が自由に閲覧できるように各事業所内に常設し、文書または本会ホームページ等で公表する。

#### 附 則

本指針は、令和6年4月1日より施行する

## 身体拘束に関する同意書

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法、時間において最小限の身体拘束を行います。

ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会  
会 長 ⑩

記録者 ⑩

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏 名 ⑩

(代理人) 氏 名 ⑩

